

危険物関係の申請等の窓口について

・危険物関係の申請等の窓口は、次のとおりです。

第一種事業所（石油コンビナート等災害防止法第2条第4号にて規定）の危険物製造所等に係る申請等

※第一種事業所とは…石油コンビナート等特別防災区域内（管内では堺区、西区、高石市の一部）において、大量の石油又は高圧ガスを取り扱う事業所

$$\frac{\text{石油の貯蔵・取扱量}}{1\text{万KL (10,000,000 L)}} + \frac{\text{高圧ガスの処理量}}{200\text{万m}^3} \geq 1$$

例：石油の貯蔵・取扱量が5千KL、高圧ガスの処理量が100万m³の事業所の場合

$$\frac{5\text{千万KL}}{1\text{千万KL}} \left[\frac{1}{2} \right] + \frac{100\text{万m}^3}{200\text{万m}^3} \left[\frac{1}{2} \right] = 1$$

第一種事業所に該当

消防局 予防部
危険物保安課
危険物係

所轄消防署
予防課
【下記窓口一覧参照】

上記以外の危険物関係の申請等

窓口一覧

■第1種事業所

消防局 危険物保安課 危険物係

TEL:072-238-6006

堺市堺区大浜南町3丁2番5号

shoki アットマーク city.sakai.lg.jp

■堺市西区の施設

西消防署 予防課

TEL:072-274-0119

堺市西区鶴田町29番18号

nishisho アットマーク city.sakai.lg.jp

■高石市の施設

高石消防署 予防課

TEL:072-266-0119

高石市西取石1丁目27番23号

takasho アットマーク city.sakai.lg.jp

■堺市堺区の施設

堺消防署 予防課

TEL:072-244-0119

堺市堺区出島浜通1番1号

sakaisho アットマーク city.sakai.lg.jp

■堺市北区の施設

北消防署 予防課

TEL:072-250-0119

堺市北区新金岡町4丁1番2号

kitasho アットマーク city.sakai.lg.jp

■大阪狭山市の施設

大阪狭山消防署 予防課

TEL:072-366-0055

大阪狭山市狭山1丁目2384番地1

osasho アットマーク city.sakai.lg.jp

■堺市中区・南区の施設

中消防署 予防課

TEL:072-277-0119

堺市中区深井沢町6番地6

nakasho アットマーク city.sakai.lg.jp

■堺市東区・美原区の施設

美原消防署 予防課

TEL:072-362-0119

堺市美原区黒山6番地1

misho アットマーク city.sakai.lg.jp